

第 5 7 号議案

新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例及び新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

新宮町長 桐 島 光 昭

理 由

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 7 号）が令和 7 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 号

新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 16 条第 1 項」の次に「、第 2 項」を加え、同項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「号」の次に「及び第 6 項第 1 号」を加え、同条第 5 項を同条第 7 項とし、同条第 4 項を同条第 6 項とし、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 7 条第 3 項第 1 号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第 28 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項第 2 号中「長」を削り、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認める」を「次に掲げる要件のいずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

- （1） 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。
 - ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう

にするための措置が講じられていること。

- (2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第3条中「施行日から起算して10年を経過する日」を「令和12年3月31日」に改める。

(新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年新宮町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「含む。」の次に「第40条第2項及び第42条第6項第1号において同じ。」を加える。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第9項を第11

項とし、同条中第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条中第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行うものであって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項第2号中「町長」を「町」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは

小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「この条例の施行の日から起算して10年を経過する日」を「令和12年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年新宮町条例第14号)新旧対照表

改正後	改正前
(保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、<u>第2項</u>及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項並びに附則第3条までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に規定する認定子ども園をいう。))<u>(以下「連携施設」という。))</u>を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りではない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>(次項において「保育内容支援」という。))</u>を実施すること。	(保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項_____及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項並びに附則第3条までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に規定する認定子ども園をいう。))<u>(以下「連携施設」という。))</u>を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りではない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行う</u>_____こ

(2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 <u>2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> <u>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であつて第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> <u>4 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難</u>	(2) (略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号_____において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 <u>2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保</u>
---	---

であると認める場合であって、<u>次に掲げる要件のいずれかを満たす</u> _____ ときは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 (1) <u>家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。</u> ア <u>家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> (2) <u>町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> _____ (1) <u>家庭的保育事業者等 _____ が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合小規模保育事業A型事業者等</u> _____ _____ (2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町 _____ が認める者</u> <u>6 (略)</u>	であると認める場合であって、<u>次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号</u> の規定を適用しないこととすることができる。 (1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> _____ (2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> _____ <u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u> (2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町<u>長</u>が認める者</u> <u>4 (略)</u>
---	---

7 (略) 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。))は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要、かつ、適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、<u>令和12年3月31日</u> _____までの間、連携施設の確保をしないことができる。	5 (略) 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。))は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要、かつ、適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、<u>施行日から起算して10年を経過する日</u>までの間、連携施設の確保をしないことができる。
---	---

新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年新宮町条例第13号)新旧対照表

改正後	改正前
(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。))は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。<u>第40条第2項及び第42条第6項第1号において同じ。</u>)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。))の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。))の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定	(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。))は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 _____)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。))の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。))の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定

する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項 _____において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項 _____において同じ。)にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育給付認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前

する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

2 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育給付認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う _____ こと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前

子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

子どもに限る。以下この号_____において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

<u>11</u> (略) 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、<u>令和12年3月31日</u> ____までの間、連携施設を確保しないことができる。	<u>9</u> (略) 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、<u>この条例の施行の日から起算して10年を経過する日</u>までの間、連携施設を確保しないことができる。
---	---